

尾道市移動円滑化基本構想



～誰もが安心・安全に暮らせる
まちづくり、ひとづくり～

2005年12月
尾道市



はじめに

平成 12 年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる交通バリアフリー法）が施行されました。

これは、急速な高齢化の進展を背景に身体障害者や妊産婦・高齢者などだれでもが、公共交通機関を利用して容易に移動ができるようにとつくられた法律です。

本市では、この法律の趣旨を受け、今年度「尾道市移動円滑化基本構想」の策定に取組み、このほど本冊子として取りまとめました。

本構想では、高齢者・身体障害者を中心とした市民の皆様のご意見をヒアリング調査によりお伺いするなかで、JR尾道駅を中心とした重点整備地区を設定し、短期的に整備すべき施策、長期的に取り組んでいく施策、すでに着手し今後も継続していく施策を示しております。

わが国では、車社会の成熟化とともに、これまでのまちづくりでは自動車交通優先の道路整備が続いてきました。これからは、日常生活でだれもが安心して歩行したり、公共交通機関で移動することができるようなまちづくりを目指していくことが求められています。

本構想に基づく施策の実現はいうまでもなく、尾道市としては、今後あらゆる事業や施策の中にバリアフリーの考え方を取り込みながら、だれでもが移動しやすいまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、皆様方の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本構想の策定にあたり、長時間にわたり慎重なご議論をいただいた委員の皆様をはじめ、ヒアリング調査等にご協力いただきました関係団体の皆様にご心から感謝申し上げます。

2005（平成 17）年 12 月

尾道市長 亀 田 良 一



目次

1. 移動円滑化基本構想の背景と目的	1
(1) 背景と目的	1
(2) 交通バリアフリー法のしくみ	2
2. 移動に関する現況と課題	3
(1) 地域の概要	3
(2) 高齢者・身体障害者の状況	4
(3) 各種施設の状況	5
(4) 交通・旅客施設の状況	6
3. 基本方針の設定	8
4. 重点整備地区の設定	10
(1) 対象となる旅客施設の選定	10
(2) 重点整備地区の範囲設定	11
5. 地域ニーズ調査	13
(1) ヒアリング調査	13
(2) 地区の現況・整備課題の抽出	15
6. 移動経路（特定経路）の設定	16
(1) 経路設定の方針	16
(2) 特定経路とその他の特定経路の設定	16
7. 特定事業等の設定	18
(1) 整備目標の設定	18
(2) 取り組むべき事業	18
8. 参考資料	20
(1) 尾道市移動円滑化基本構想策定委員会設置要綱	20
(2) 尾道市移動円滑化基本構想策定委員会委員名簿	21
(3) 尾道市移動円滑化基本構想策定庁内連絡会委員名簿	21
(4) 策定経過	22

1. 移動円滑化基本構想の背景と目的

(1) 背景と目的

●だれもが安心・安全に公共交通機関を使った移動ができる社会の実現のため、移動円滑化基本構想を策定します。

わが国では、急速に高齢化が進んでおり、2015年には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えようとしています。また、障害者が障害を持たない人と同じように社会参加できる「ノーマライゼーション^{※1}」の考え方も広まってきています。

こうした中、高齢者、身体障害者や妊婦、けが人等も含め、だれもが公共交通機関を使った移動をしやすくするためのバリアフリー化^{※2}が求められるようになり、2000年11月には、『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）』が施行されました。この法律では、公共交通機関のバリアフリー化を総合的かつ計画的に推進する目標として、2010年までに旅客施設（1日の平均的利用者数5,000人以上）・車両等・一般交通用施設・信号機等のバリアフリー化を実施することを目標としています。

市町村では、相当数の旅客が利用する駅等を中心とした重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進を図るため、基本構想を作成することができるとなっています。この場合には、市町村は、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会と協議するとともに、それら関係者は基本構想の作成に協力するよう努めなければならないとされています。

以上のような背景の中で、本市では、移動に関する現況と課題を踏まえ、高齢者や身体障害者等が自立した日常生活を営むことができる社会の実現と、すべての利用者に利用しやすい施設・設備整備の推進を目的として、基本構想を策定することになりました。

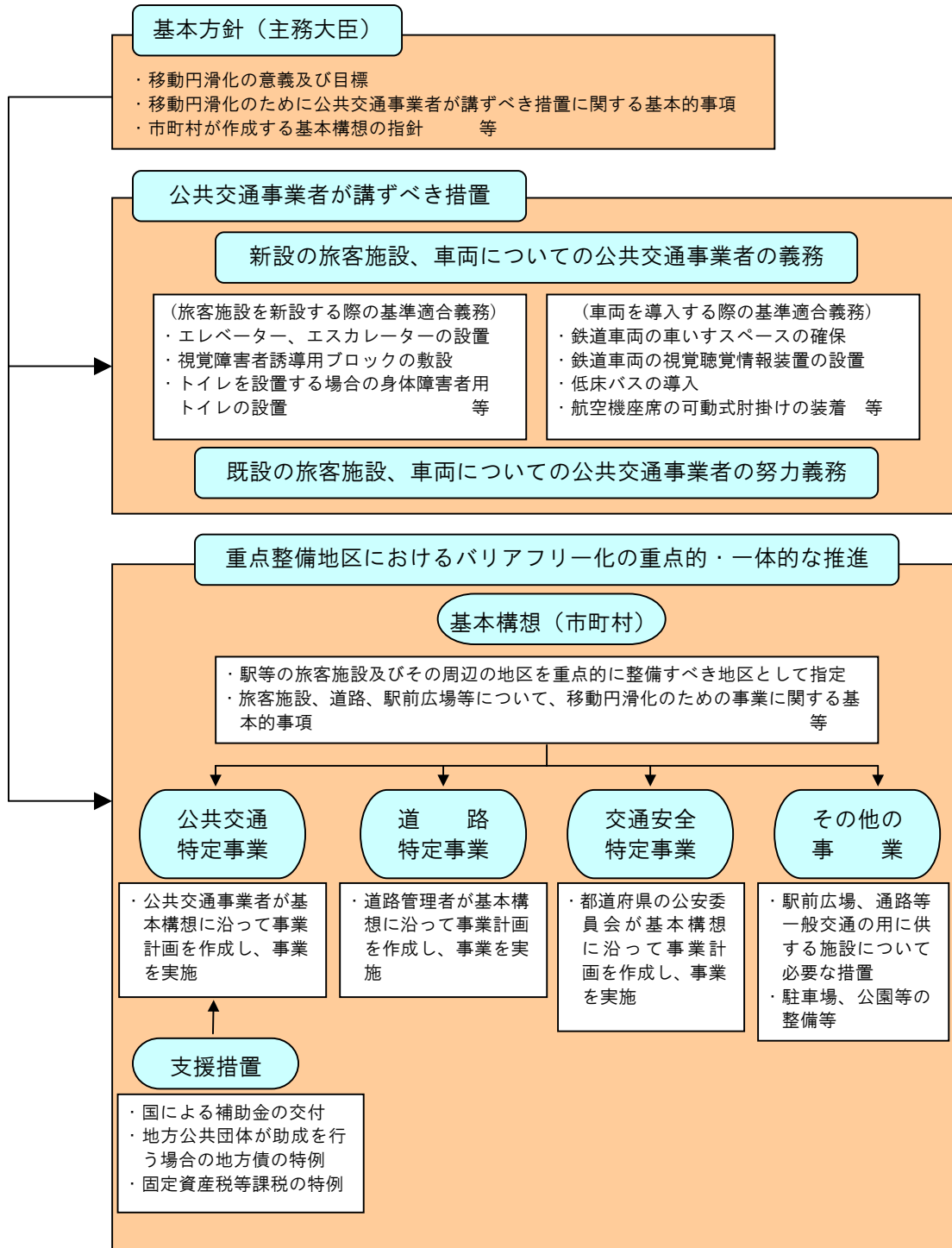
※1 ノーマライゼーション

障害のあるなしにかかわらず、家庭・地域や職場・学校などで共に日常生活を送り、共に幸福な人生を目指して暮らす社会こそが、あたりまえの社会であるという考え方。

※2 バリアフリー化

身体障害者や高齢者の生活や活動に不便な障害を取り除くこと。

(2) 交通バリアフリー法のしくみ



2. 移動に関する現況と課題

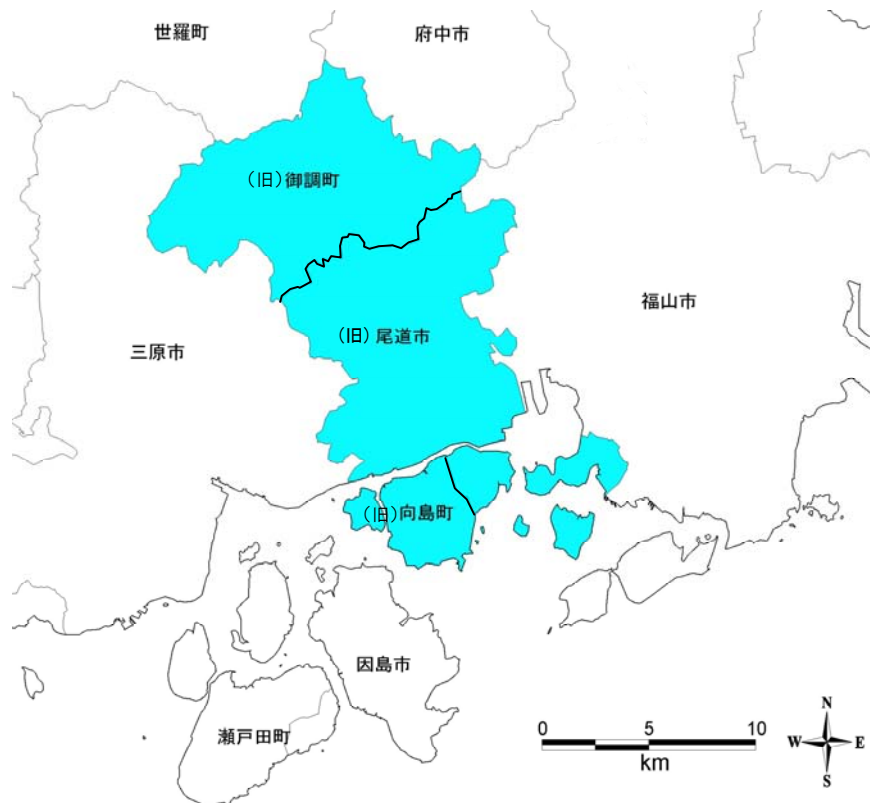
(1) 地域の概要

●位置・地勢

- 尾道市は、広島県の東南部に位置する。
- 尾道水道を隔て相対する南の島しょ部と沿岸部及び北の内陸盆地から構成され、瀬戸内の島から沿岸部、内陸盆地に至る拵がりを有している。
- 旧尾道市の中心市街地は、坂道が多く、背後の山と尾道水道に挟まれ平地が少ない。
- 2005年（平成17年）3月28日、御調郡御調町・向島町と合併し、新尾道市としてスタートした。また、2006年（平成18年）1月10日には因島市及び瀬戸田町とも合併し広域行政が推進される。

●気象

- 尾道市は、温暖で降雨量が比較的少ない瀬戸内型に属するが、内陸部は温度較差がやや大きい山間部の特性を示している。



図一1 尾道市 位置図

(2) 高齢者・身体障害者の状況

● 高齢者人口

- 尾道市の総人口は、自然減と社会減が相伴って人口の減少傾向を示している。
- 尾道市の高齢化率（65歳以上人口比率）は25.7%（H17,4）で、高齢化が進行している。

● 介護保険の要支援・要介護の認定状況

- 尾道市の高齢者人口の約20%が介護保険の要支援・要介護の認定を受けており、居宅介護サービス及び施設介護サービスの対象となっている。

● 身体障害者人口

- 身体障害者のうち、直接的に移動に関するバリアフリー化が必要となる視覚障害者、聴覚・平衡機能障害者、肢体不自由者の人口を見ると、尾道市人口の約5%（約5,900人）の住民が身体障害者手帳の交付を受けている。

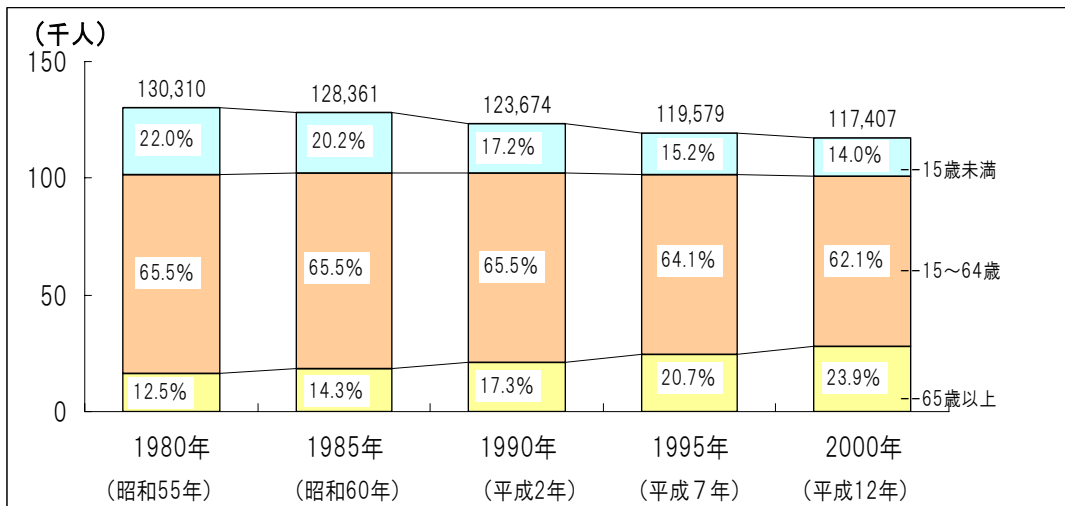


図-2 人口の推移

資料：国勢調査による
(旧尾道市・旧御調町・旧向島町合計)

表-1 介護保険の要支援・要介護の認定状況、身体障害者人口 (人)

身体障害者手帳所持者数	5,896
介護保険の要支援・要介護の認定者数	5,634
うち要支援のみ	878
全人口	117,000
高齢者人口	30,045

平成17年4月現在
資料：尾道市

(3) 各種施設の状況

●公共公益施設^{※1}

○公共公益施設は、旧尾道市沿岸部に集積し、次いで尾道市役所御調支所および尾道市役所向島支所周辺にも分布している。

●病院^{※2}・福祉施設・障害者施設

○地域中核・拠点施設としての総合病院や福祉施設・障害者施設は中心市街地外にあるが、JR 尾道駅から久保三丁目の間には民間病院がある。

●商業施設

○大型商業施設は市域の各所に分布しているが、JR 尾道駅西側の再開発ビル内の店舗をはじめ、中心市街地である JR 尾道駅から久保三丁目の間には日常生活商品を扱う店舗が連続し、商店街を形成している。

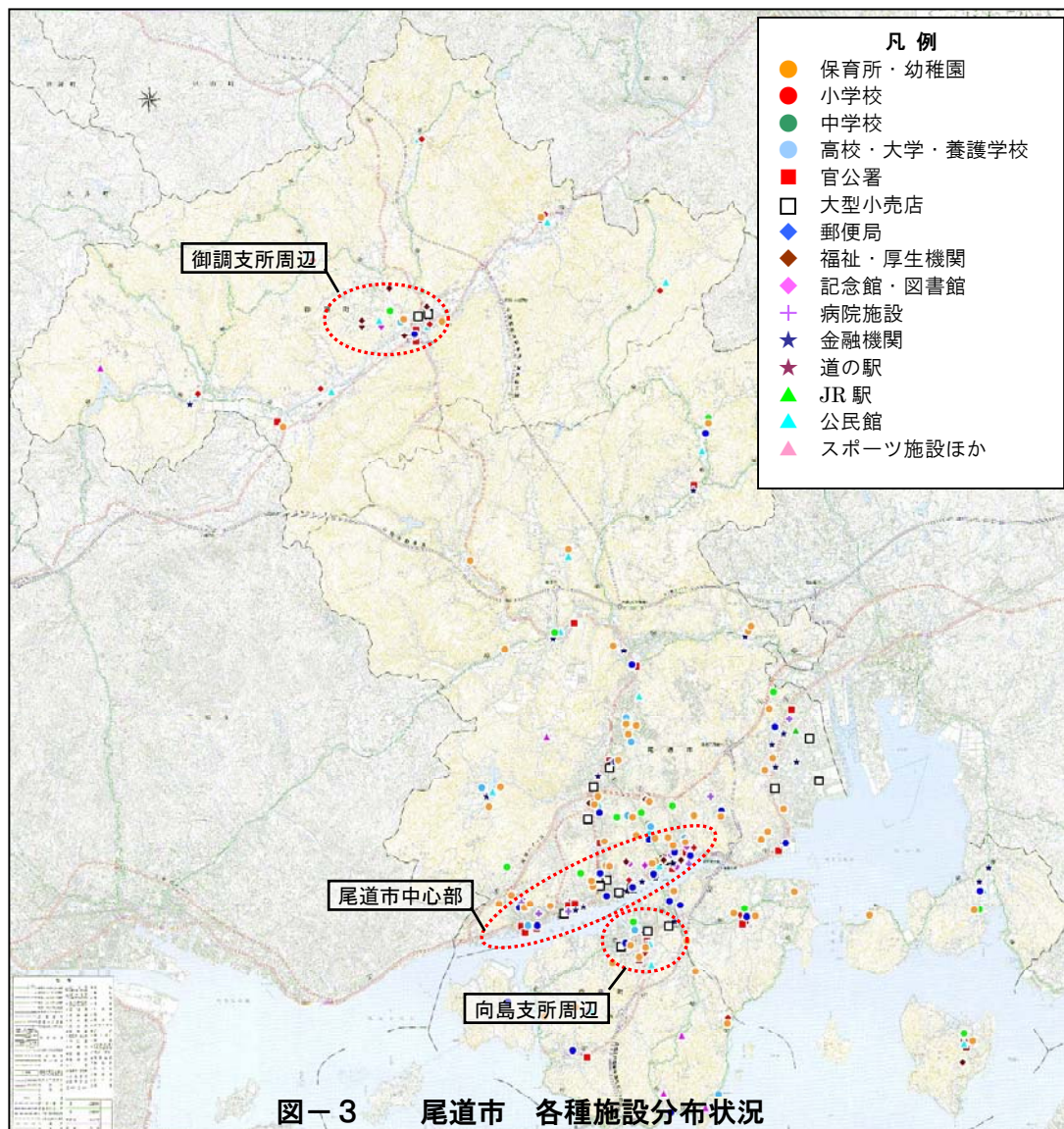
●教育施設

○教育施設は尾道市全域に分布している。

○尾道市中心部は国道2号より山側に教育施設が分布している。

※¹公共公益施設:官公署、消防施設、社会福祉等の公共・公益の用に供する施設。

※²病院:20人以上の入院可能な施設。



(4) 交通・旅客施設の状況

●道路

- 広域的な幹線道路である高規格幹線道路は、山陽自動車道、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）が整備され、また、中国横断自動車道尾道松江線と同御調 IC（仮称）の設置が事業化されている。
- 主要幹線道路は、東西方向の国道2号・486号、国道2号バイパス、南北方向の国道184号・317号のほか、主要地方道3路線、また、地域内幹線道路は、一般県道10路線から構成されている。
- 沿岸部と向島とは尾道大橋、新尾道大橋の2本の橋で連結されている。

●公共交通機関

○鉄道交通

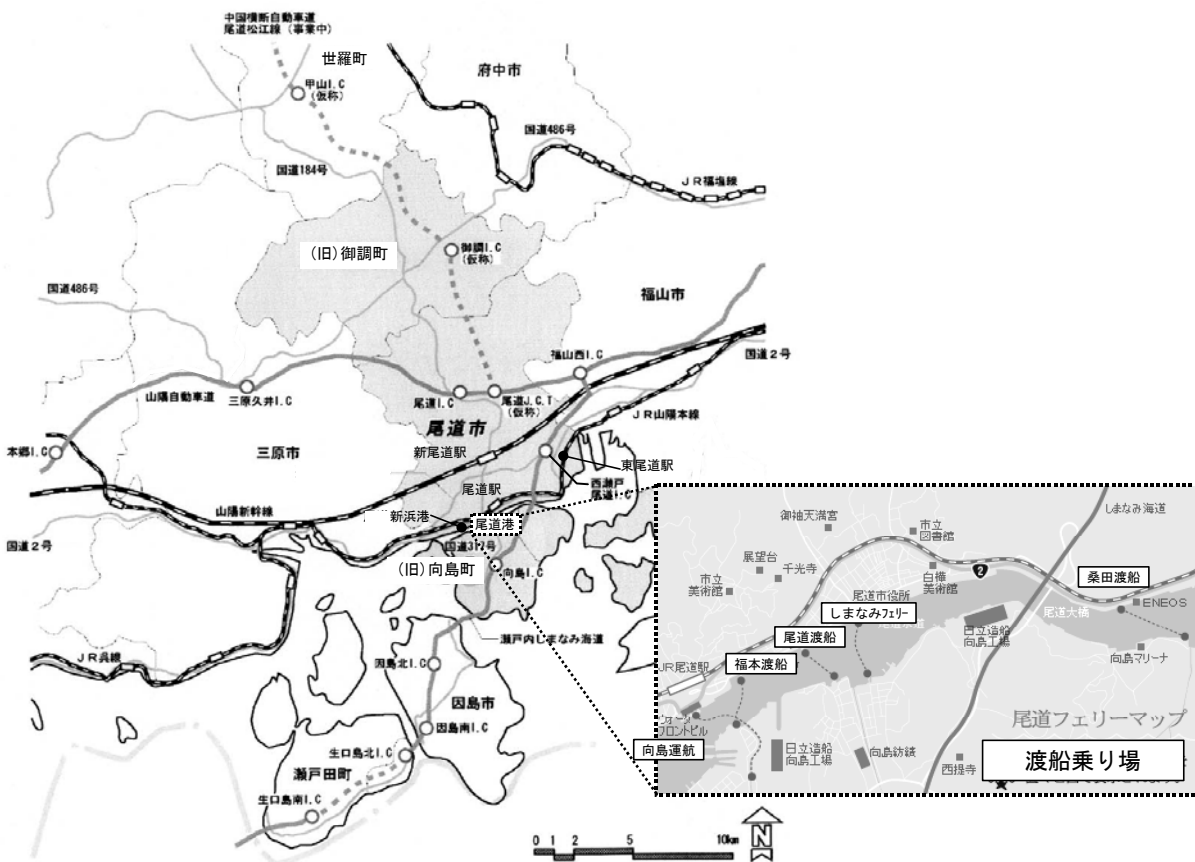
JR 山陽新幹線、JR 山陽本線が走り、それぞれ新尾道駅、尾道駅、東尾道駅が設置されている。

○バス交通

JR 尾道駅を拠点として、市内や周辺地域と連絡し、また、東京、大阪、広島等へ高速バスが運行されている。

○海上交通

向島をはじめとする島しょ部へ渡船・フェリー・旅客船が就航し、住民の貴重な生活航路となっている。



図一4 道路・交通ネットワーク

● JR 駅の状況

- JR 山陽新幹線、JR 山陽本線が走り、それぞれ新尾道駅、尾道駅、東尾道駅が設置されている。
- 尾道市域の JR 各駅の乗客数は、年々減少しているものの、現在では横ばいの状況である。

表一2 H16 尾道市域 JR 各駅平均乗客数及び利用者数 (単位:人/日)

駅名	尾道駅	東尾道駅	新尾道駅
乗客数	5,394	1,500	1,111
利用者数	10,788	3,000	2,222

※利用者数は乗客数を×2とした

● 旅客船ターミナルの状況

- 因島をはじめとする島しょ部へフェリー・旅客船が就航し、住民の貴重な生活航路となっている。
- 旅客船利用者は年々減少の傾向を示している。

表一3 H16 旅客船ターミナル利用者数 (単位:人)

港名	尾道港	新浜港
年間利用者数	128,968	39,984
1日当たり利用者数	353	110

● バスの状況

- 尾道市内のバス路線は、JR 尾道駅を起終点とする路線が多い。
- JR 山陽新幹線 (新尾道駅) ~ JR 山陽本線 (尾道駅) 間は路線バスが運行されている。
- JR 尾道駅などから東京、大阪、広島等へ高速バスが運行されている。
- 尾道市内の観光名所の近くを巡回する「尾道好きっぷライン」が運行されている。
- 御調町の交通結節点である「道の駅 クロスロードみつぎ」の利用者数(バス乗降含)は1日当たり約900人程度である。

表一4 H16 道の駅 クロスロードみつぎ 利用者数 (単位:人)

駅名	クロスロードみつぎ
年間利用者数	332,933
1日当たり利用者数	912

交通バリアフリー化の基本方針

【尾道市の現況特性】

1 地域の概要

- ❖ 島しょ部と沿岸部及び北の内陸盆地から構成され、瀬戸内の島から沿岸部、内陸盆地に至る拡がりを有している。
- ❖ 旧尾道市の中心市街地は、坂道が多く、平地が少ない。
- ❖ 市町村合併により、広域行政が推進される。
- ❖ 通勤、通学、買物、通院・入院等において旧御調町、旧向島町から旧尾道市への移動割合が高い。
- ❖ 気候は温暖で降雨量が少ないが、内陸部は温度較差がやや大きい。

2 高齢者・身体障害者の実態

- ❖ 高齢化が進んでいるとともに、バリアフリー化が必要な身体障害者等も増加している。

3 各種施設の現況

- ❖ 主要な公共施設は、JR尾道駅から尾道市役所のエリアに集積している。
- ❖ 御調支所、向島支所周辺にも公共施設が分布している。
- ❖ 地域中核・拠点施設としての総合病院や福祉施設・障害者施設は中心市街地外にあるが、JR尾道駅から久保三丁目の間には民間病院がある。
- ❖ 大型商業施設は市域の各所に分布しているが、JR尾道駅西側の再開発ビル内の店舗をはじめ、中心市街地であるJR尾道駅から久保三丁目の間には日常生活を扱う店舗が連続し、商店街を形成している。
- ❖ 教育施設は市全域に分布している。

4 交通・旅客施設の状況

- ❖ JR尾道駅を中心として、各交通機関が集積している。
- ❖ JR山陽新幹線（新尾道駅）とJR山陽本線（尾道駅）間は路線バスが運行されている。
- ❖ バス路線は尾道駅を起終点とする路線が多い。
- ❖ 尾道市から島しょ部への移動で旅客船が利用されている。

【移動に関する課題】

1 地域の概要

- ❖ 公共交通の利便性向上による広域行政への対応

2 高齢者・身体障害者の実態

- ❖ バリアフリー化の推進

3 各種施設の現況

- ❖ 主要施設が集積している JR尾道駅～尾道市役所、御調支所、向島支所周辺の整備

4 交通・旅客施設の現況

- ❖ 旅客施設が集積する JR尾道駅を中心とした整備の推進
- ❖ 各公共交通機関の連携強化

5 その他（合併後の将来的な課題）

- ❖ 因島市、瀬戸田町における交通結節点の整備検討

【バリアフリー化の基本方針】

【基本理念】

- ✚ 誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり、ひとづくり

【整備テーマ】

- ✚ すべての人を対象とした取り組み
- ✚ 効果的な事業実施と既存ストックの有効活用
- ✚ 市民協働による取り組み
- ✚ 心のバリアフリー化の推進

【上位計画・関連計画】

✚ 人にやさしい施設づくりの推進

1 旧尾道市都市計画マスタープラン(H11)

心かよいあうまちづくり

【全体構想】（抜粋）

(a)道路・交通体系の整備方針

- ❖ 高齢者や自家用車の交通手段を持たない人などの利用に配慮した公共の交通機関の充実に努めます。

(b)自然環境の保全、良好な都市環境の形成に関する方針

- ❖ 高齢者や障害者が安全・快適に生活できるよう公共建築物、道路等のバリアフリー化を促進します。

2 旧御調町都市計画マスタープラン(H11)

人にやさしい道路づくりの推進

- ❖ ゆとりのある歩行者空間を確保し、誰もが歩きやすいバリアフリーの道路づくりを推進します。

3 尾道市・御調町・向島町新市建設計画(H16)

瀬戸内の十字路に輝く宝石のような価値あるまち

【主要施策の方針】（抜粋）

安全で質の高い住環境の整備

- ❖ すべての人が安全で快適に日常生活を送ることができるよう、「バリアフリー計画」を策定するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、道路、建築物、公共交通機関等を対象とした人にやさしい施設づくりを推進します。

【主な事業】（抜粋）

事業名：バリアフリー計画策定業務

事業概要：バリアフリー計画の策定

尾道市の地域性と課題に対応していくため、基本構想を策定していく上での基本的な方針を設定します。

【基本理念】

誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり、ひとづくり

バリアフリーのまちづくりをすすめていくためには、旅客施設や歩行空間などのハード面の整備に加え、本市をよりよくしようとする市民一人ひとりの思いやりの心、助け合いの心など、ソフト面での対応が必要となります。

そのために、基本理念を「誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり、ひとづくり」と設定します。

上記の基本理念を目標として、次のとおり基本方針を設定します。

【基本方針】

方針1：すべての人を対象とした取り組み

高齢者や身体障害者、妊婦、子供、けが人等だれもが自立して、安全で快適に移動ができる歩行空間の整備を目指します。

方針2：効果的な事業実施と既存ストックの有効活用

厳しい財政状況が続く中、優先的に実施する事業を明確化し、重点的かつ効率的な整備を行います。また、修繕・改良等による改善が可能なものについては、既存ストックの有効的な活用に努めます。

方針3：市民協働による取り組み

まちづくりの推進には、市民の意見ができるだけ反映されたものとするのが重要です。このため、市民との意見交換を行いながら、各種事業の具体化について取り組みます。

方針4：心のバリアフリー化の推進

施設や道路といったハード面の整備だけでなく、高齢者や身体障害者に対するサポート意識の醸成や道路利用者のマナー向上に向け、啓発広報等により心のバリアフリー化を推進します。

4. 重点整備地区の設定

(1) 対象となる旅客施設の選定

○ JR尾道駅を特定旅客施設として抽出する。

1) 特定旅客施設の考え方

原則として、次に示す要件に該当する旅客施設の中から、対象となる旅客施設（特定旅客施設）を選定します。

【特定旅客施設の条件】

- 旅客施設の1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上
- 旅客施設を利用する高齢者または身体障害者の人数が上の施設と同程度以上

算定方法は次のとおり

当該旅客施設の1日当たりの
高齢者*の利用者数（推定）^{注1)}

≥

利用者数5,000人/日の旅客施設の1日当たりの高齢者*の利用者数（推定）^{注2)}

注1) = 当該旅客施設の利用者数/日 × 当該旅客施設が所在する市町村の高齢者*割合
(当該市町村の高齢者*人口/当該市町村人口)

注2) = 5,000 × 全国の高齢者*割合 (全国の高齢者*人口/全国人口)

*身体障害者の場合も同様に算定

- 徒歩圏内に高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用状況からみて、バリアフリー事業を優先的に実施する必要があると認められる旅客施設

2) 各旅客施設の利用者数

(a) 鉄道交通

表—5 JR駅利用者数 (人/日)

駅名	尾道駅	東尾道駅	新尾道駅	基準値
利用者数合計	10,788	3,000	2,222	5,000以上
当該旅客施設1日当たり 高齢者の利用者数	2,773	771	571	988*以上
当該旅客施設1日当たり 身体障害者の利用者数	539	150	111	127***以上

平成16年実績

(b) 旅客船ターミナル

表—6 旅客船ターミナル利用者数 (人/日)

港名	尾道港	新浜港	基準値
利用者数合計	353	110	5,000以上
当該旅客施設1日当たり 高齢者の利用者数	91	28	988*以上
当該旅客施設1日当たり 身体障害者の利用者数	18	6	127***以上

平成16年実績

(c) 道の駅

表一七 道の駅 利用者数 (人/日)

駅名	クロスロードみつぎ	基準値
利用者数合計	912	5,000 以上
当該旅客施設 1 日当たり 高齢者の利用者数	234	988 [*] 以上
当該旅客施設 1 日当たり 身体障害者の利用者数	46	127 ^{**} 以上

平成 16 年実績

【基準値】

*利用者 5 千人/日の旅客施設の 1 日あたり高齢者利用者数

$$=5,000 \times 25,208 \text{ 千人 (H17.3 全国高齢者人口)} / 127,604 \text{ 千人 (H17.3 総人口)}$$
$$=988 \text{ 人}$$

**利用者 5 千人/日の旅客施設の 1 日あたり身体障害者利用者数

$$=5,000 \times 3,245 \text{ 千人 (H13 身体障害者人口)} / 127,604 \text{ 千人 (H17.3 総人口)}$$
$$=127 \text{ 人}$$

注 1) 高齢者人口と人口：総務省統計局推計人口 平成 17 年 3 月 1 日確定値

注 2) 身体障害者人口：平成 13 年 厚生労働省「身体障害児・者実態調査」

(2) 重点整備地区の範囲設定

1) 重点整備地区の範囲設定の考え方

厳しい財政状況が続く中、バリアフリー化を優先的に実施する範囲を設定することで、重点的かつ効率的な整備を目指します。

旅客施設を中心とした地区のうち、次に示す要件を目安として整備区域を設定しました。

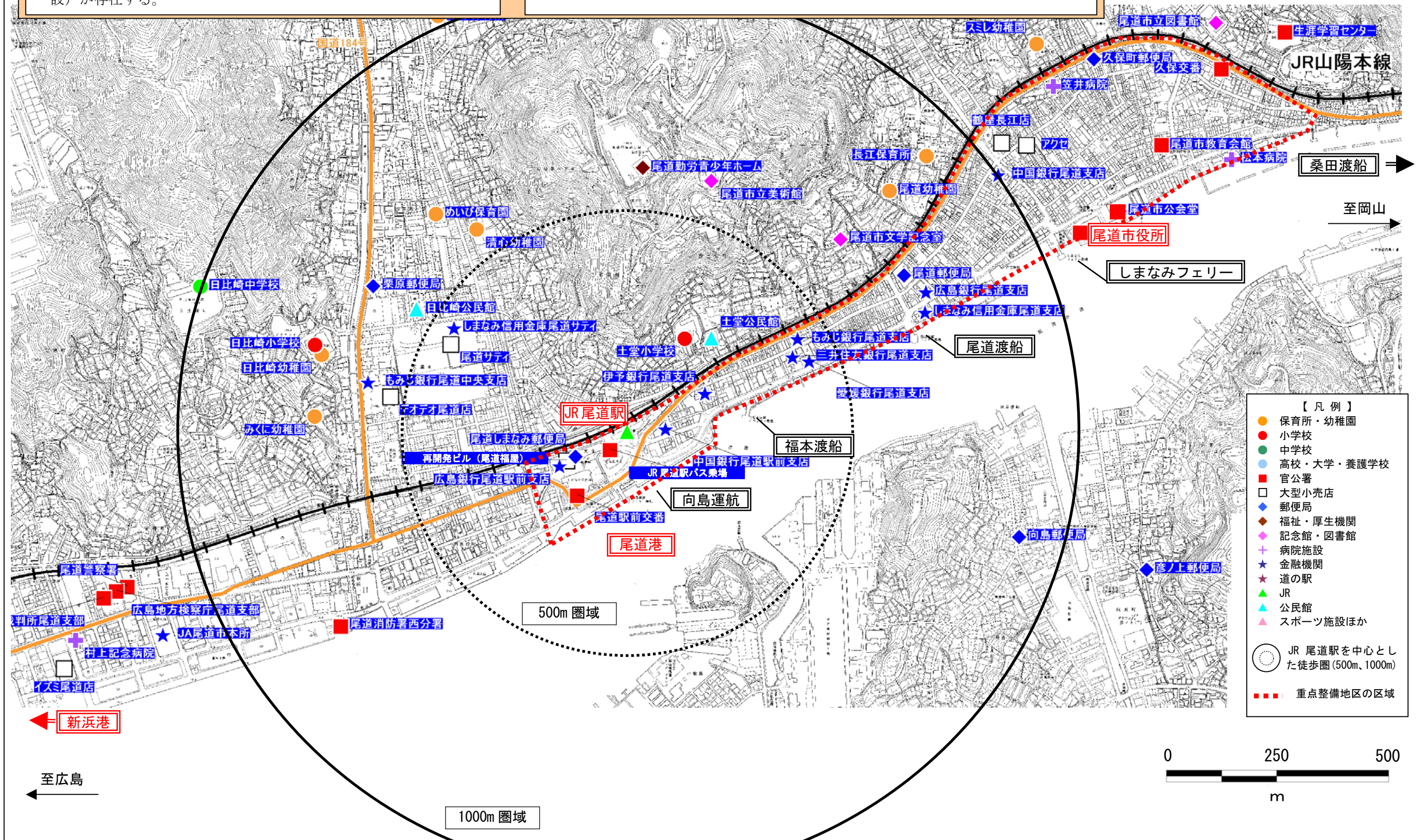
【地区の基本的要件】

- 特定旅客施設から徒歩圏域（概ね 500m～1 k m）であること
- 高齢者、身体障害者等の利用する施設が存在すること
- 移動円滑化のための事業が特に必要であること
- 事業を行うことが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であること

【区域区分の考え方】

- ・ 主要な道路、鉄道等の地形物を基本とした。
- ・ 特定旅客施設を中心とした半径 500m～1km 以内に、高齢者、身体障害者等の利用する施設（官公庁施設、福祉施設、文化施設、商業施設）が存在する。

- ・ **南北方向**：平地かつ商業地域である沿岸部からJR山陽本線までを取り込む。
- ・ **東 方向**：国道 2 号と沿岸部が交錯する地点を境界とし、高齢者、身体障害者の利用が考えられる尾道市役所を中心とした周辺の各施設を取り込む。
- ・ **西 方向**：JR尾道駅西側の大型店舗がある再開発ビルを取り込む。



図—5 重点整備地区の範囲設定

5. 地域ニーズ調査

高齢者・身体障害者を中心とした幅広い市民の意向を反映するため、福祉団体等へのヒアリング調査を実施しました。

(1) ヒアリング調査

1) 概要

(a) 実施期間

平成17年9月5日～平成17年9月16日

(b) ヒアリングの対象団体

表一8 ヒアリング対象団体

No.	名称	アンケート回答者	ヒアリング調査人数
1	尾道市老人クラブ連合会	24	24
2	尾道市社会福祉協議会	50	30
3	尾道市連合女性会	11	11
4	尾道市手をつなぐ育成会	30	5
5	NPO 法人C I Lおのみち	9	5
6	尾道ボランティア連絡協議会	24	17
7	尾道市身体障害者福祉協会	15	—
合計	7団体	163	92

(c) ヒアリング方式

事前に配布したアンケート調査票に基づき、団体別にヒアリング調査を実施しました。



ヒアリングの様子

2) ヒアリング結果の概要

【ヒアリング調査結果の概要】

1. 日頃よく使う施設

○尾道市役所、尾道郵便局、尾道福屋、JR尾道駅、尾道サティ*

*尾道サティへの主な移動手段は自家用車であり、今回の検討対象外としました。

2. 日頃よく使う経路

○海岸通り（尾道駅前尾崎線）、アーケード（本通線）

3. 日頃よく利用する移動手段

○自家用車、タクシー、バス等の車両によるものが多い。

4. 通行の支障と感じているもの：歩道のある道路

○「歩道の幅が狭い」、「放置自転車」、「歩道の勾配」、「電柱」

5. 通行の支障と感じているもの：歩道のない道路

○「道路の凹凸」、「放置自転車」、「違法駐車」、「道路の勾配」

6. JR 尾道駅前について

○ 視覚障害者には、歩道の切り下げが色調的に認識しにくい。

○ 視覚障害者には、歩道と視覚障害者誘導用ブロックの色が同系色であり識別しにくい。

○ 駅前の信号（4車線部分）の青時間が短い。

○ 視覚障害者誘導用ブロック上に放置自転車がある。

7. 海岸通りについて

○ 店舗看板の設置等で歩道が狭くなっている。

○ 歩道に凹凸がある。

8. アーケードについて

○ タイル舗装が雨天時に滑りやすい。

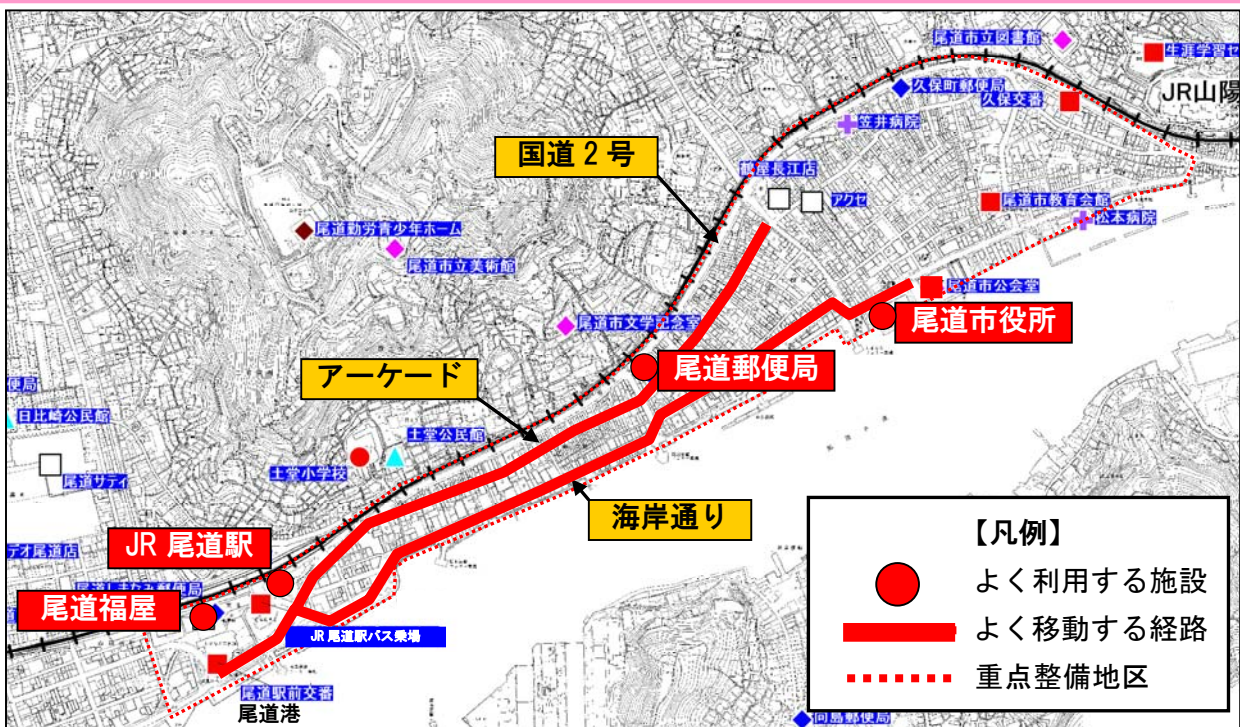
○ 休憩できる施設が少ない。

9. 国道2号について

○ 歩道が狭い。

10. JR 尾道駅について

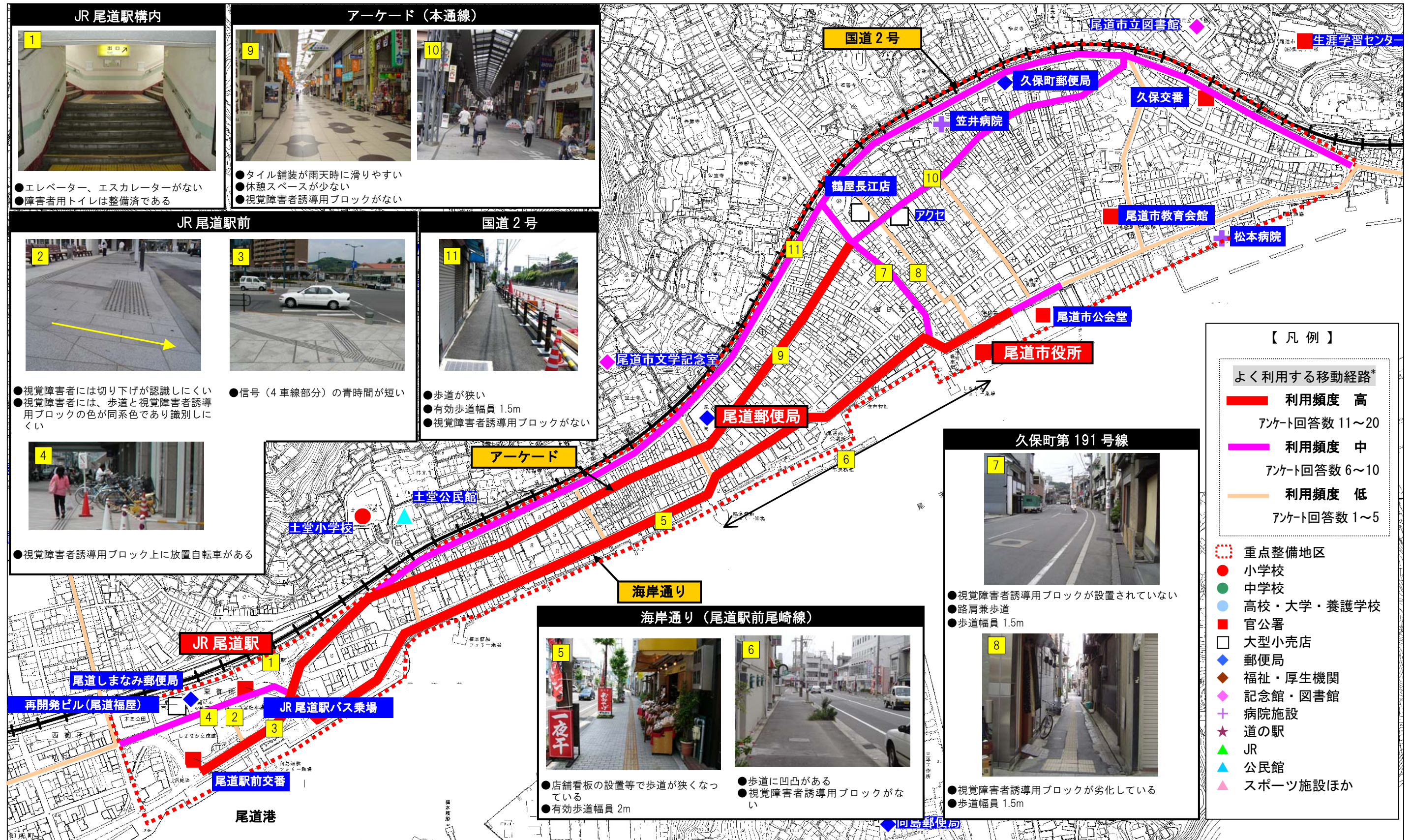
○ エレベーター、エスカレーターがない。



図一6 ヒアリング調査結果

(2) 地区の現況・整備課題の抽出

重点整備地区内における主な箇所の現況・整備課題は次のとおりです。



図一7 重点整備地区内における主な課題

*よく利用する移動経路についてアンケート調査にて「日常の移動手段が徒歩、車イス」と回答された方（55名）にお伺いしました。

6. 移動経路（特定経路）の設定

(1) 経路設定の方針

次のような方針で経路を設定します。

経路設定の方針

- 交通バリアフリー法第2条第7項第2号で定める特定経路^{*1)}と、その他の特定経路^{*2)}に分類し、歩行空間のバリアフリー整備を行う。

*1) 特定経路

特定旅客施設（JR 尾道駅）と主要な施設（公共公益施設、病院、福祉施設）との間を結ぶ経路であり、かつ交通バリアフリー法で定める基準に基づき整備を行う経路

*2) その他の特定経路（準特定経路）

特定経路以外の経路で地区の特性等を考慮して定め、バリアフリー化に努める経路

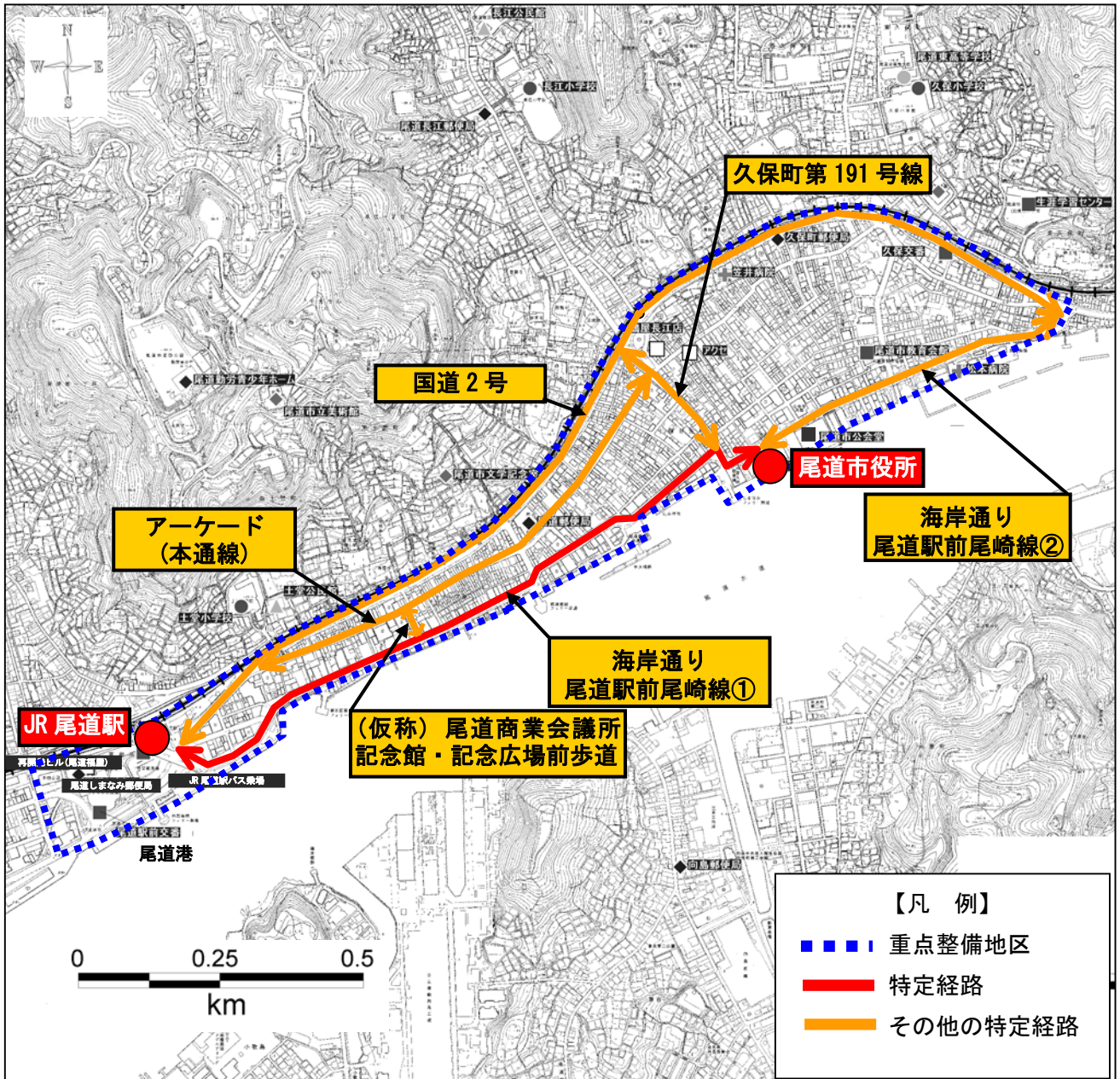
- JR 尾道駅周辺道路について、JR 尾道駅から主要な施設へのアクセスの確保を基本とし、歩行空間ネットワークを形成するよう経路設定を行う。
- 重点整備地区の区域以外の歩行空間についても、整備実施の必要箇所について調査を行い、順次バリアフリー化を図っていく。

(2) 特定経路とその他の特定経路の設定

以上の方針を踏まえて、**特定経路**としては、JR 尾道駅から高齢者・身体障害者の利用が多い尾道市役所までをルートとする**海岸通り（尾道駅前尾崎線①）**を設定し、**その他の特定経路（準特定経路）**としては、歩行者の利用が多い**本通線**、および重点整備地区内のバリアフリーネットワークを形成するために東西軸の**国道2号**、**海岸通り（尾道駅前尾崎線②）**、南北軸の**久保町第191号線**、（仮称）**尾道商業会議所記念館・記念広場前歩道**を設定します。

表-9 特定経路とその他の特定経路

区分	路線名	道路管理者	延長 (m)	備考
特定経路	海岸通り (尾道駅前尾崎線①)	尾道市	1,150	JR 尾道駅～尾道市役所までの経路
その他の特定経路 (準特定経路)	国道2号	広島県	1,900	バリアフリーネットワーク形成のための経路
	アーケード (本通線)	尾道市	830	
	久保町第191号線	尾道市	220	
	海岸通り (尾道駅前尾崎線②)	尾道市	580	
	(仮称) 尾道商業会議所記念館・記念広場前歩道	尾道市	50	



図一8 特定経路、その他の特定経路

7. 特定事業等の設定

重点整備地区内において、バリアフリー化に向けて公共交通事業者、施設管理者等が取り組むべき事業を、公共交通特定事業、交通安全特定事業、道路特定事業、その他の事業に分けて設定します。

(1) 整備目標の設定

基本構想に基づき、住民・事業者・行政が協働してまちのバリアフリー化を実現するため、明確な整備目標を設定します。

整備目標は、交通バリアフリー法で設定されている2010年（平成22年）までを短期的目標とし、2011年（平成23年）以降を長期的目標として設定します。

【事業実施時期】

「短期」：短期的目標（2006年から2010年までの5ヵ年）

「長期」：長期的目標（2011年以降）

(2) 取り組むべき事業

1) 公共交通特定事業

公共交通特定事業とは：公共交通事業者が実施する旅客施設内にエレベーターの設置などを行う事業、また、車両等の整備については、バリアフリー化対応にするための事業

(a) 西日本旅客鉄道（株）

表一10 公共交通特定事業(西日本旅客鉄道(株))

種別	事業内容	短期	長期
JR 尾道駅構内	・段差解消設備（エレベーター等）の整備	○	
	・案内設備（音声案内等）の整備		○
	・視覚障害者誘導用ブロックの改良	○	
車両等での実施事業	・新規車両導入時はバリアフリー対応 ・既存車両はバリアフリー化の努力義務	○	
その他	・社員のバリアフリーに対する教育・研修	(継続中)	

(b) バス事業者

表一11 公共交通特定事業(バス事業者)

種別	事業内容	短期	長期
バス停等での実施事業	・バス停時刻表のバリアフリー化（文字を見やすくする等）	○	
車両等での実施事業	・新規車両導入時はバリアフリー対応（低床車両等）	○	
	・既存車両はバリアフリー化の努力義務（料金表を見やすくする等）	○	
その他	・乗務員等のバリアフリーに対する教育・研修	(継続中)	

2) 交通安全特定事業

交通安全特定事業とは：公安委員会などが実施する特定経路上のバリアフリー化に資する信号機の改良・高輝度化などを行う事業

(a) 公安委員会

表一12 交通安全特定事業(公安委員会)

種別	事業内容	短期	長期
信号機	・既存信号機の改善（音響式信号への改良等）	○	
交通規制等	・特定経路上の交通規制等の実施および道路標識・道路標示の大型化・高輝度化等	○	
駐車対策	・違法駐車を取り締まり強化および特定経路上での啓発活動		○

3) 道路特定事業

道路特定事業とは：道路管理者が実施する重点整備地区内の道路において段差の解消などを行う事業

(a) 広島県

表一13 道路特定事業(広島県)

種別	事業内容	短期	長期
国道2号	・歩道空間の安全性向上（有効幅員の確保等）	○	
	・歩道舗装の改良	○	
	・歩道路面の凹凸の解消	○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置	○	
	・バス停箇所の利便性向上（バリアフリー化、幅員確保等）	○	

(b) 尾道市

表一14 道路特定事業(尾道市)

種別	事業内容	短期	長期
海岸通り (尾道駅前尾崎線①、②)	・歩道路面の凹凸の解消		○
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○
アーケード (本通線)	・歩道空間の安全性向上（自転車マナーの啓発）		○
	・舗装の改良		○
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○
久保町第191号線	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○

4) その他の事業

その他の事業とは：駅前広場、通路などバリアフリー化に必要な事業

表一15 その他の事業

種別	事業内容	短期	長期
休息施設	・休息施設の設置	(事業中)	
トイレ	・多目的トイレの設置	(事業中)	
歩道不法占拠物	・店舗看板等の不法占拠を防止するための広報活動・啓発活動等の実施	○	
放置自転車	・放置自転車の撤去	○	
その他	・心のバリアフリー化推進のための啓発活動	○	

8. 参考資料

(1) 尾道市移動円滑化基本構想策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づく移動円滑化に係る基本的な構想（以下「基本構想」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、尾道市移動円滑化基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第6条第2項各号に規定する基本構想に定める必要のある事項についての検討に関すること。
- (2) 基本構想策定のための調査分析に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、知識経験を有する者、法第2条第3項に規定する公共交通事業者等、道路管理者、都道府県公安委員会その他適当と認められる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条各号に掲げる事務が終了するまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市部都市デザイン課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年6月13日から施行する。
- 2 この要綱は、基本構想策定の日をもって、その効力を失う。

(2) 尾道市移動円滑化基本構想策定委員会委員名簿

表一16 尾道市移動円滑化基本構想策定委員会 委員名簿

	職 名	氏 名
知識経験を有する者 (福祉団体等)	尾道大学教授	大西 秀典
	社会福祉法人尾道市社会福祉協議会会長	富島 正路
	尾道市身体障害者福祉協会会長	岡本 範幸
	尾道市手をつなぐ育成会会長	三島 裕美
	尾道ボランティア連絡協議会会長	池田 静江
	尾道市連合女性会会長	柿本 眞弓
	尾道市老人クラブ連合会会長	梶原 寛
公共交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社岡山支社総務企画課長	豊後 博己
	社団法人広島県バス協会副会長	濱岡 康正
道路管理者	国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長	齋藤 実
	広島県尾三地域事務所建設局長	福原 一光
公安委員会	広島県尾道警察署長	屋敷 道治
関係行政機関	国土交通省中国運輸局広島運輸支局総務企画課長	大谷 英夫
	国土交通省中国運輸局尾道海事事務所監理課長	松山 生馬
	広島県尾三地域事務所厚生環境局長	藤尾 晃
尾道市	尾道市福祉保健部長	小林 積
	尾道市都市部長	宇根 敬治

(3) 尾道市移動円滑化基本構想策定庁内連絡会委員名簿

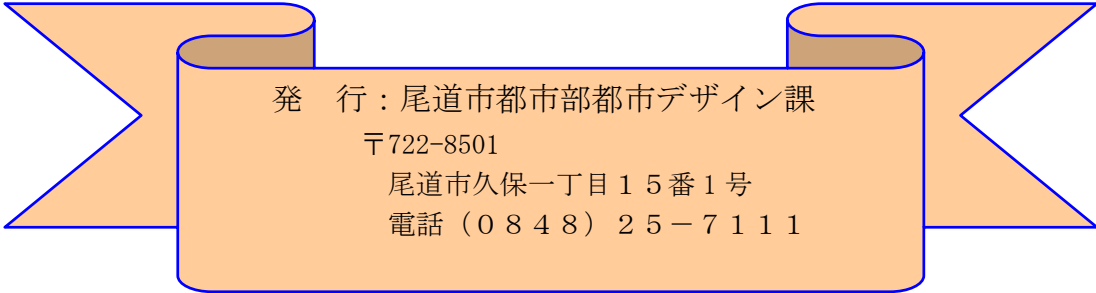
表一17 庁内連絡会 委員名簿

役職	職 名	氏 名
会 長	都市部長	宇根 敬治
委 員	都市観光担当参事	柚木 延敏
	建築課長	鷗 日出夫
	土木課長	三阪 基史
	維持課長	黒飛 照喜
	管財課長	小松谷 一志
	港湾振興課長	相原 満
	企画課長	柏原 悟
	社会福祉課長	溝上 義男
	高齢者福祉課長	杉原 幸雄
	商工課長	澤田 昌文
	生活環境課長	泉谷 等
	教育委員会庶務課長	笠井 博志
	交通局次長	藤野 眞太郎
	都市デザイン課長	中司 善章

(4) 策定経過

表一18 策定委員会等 経過

年	月	策定委員会	庁内連絡会
平成 17 年	3月		○第1回 日時：平成17年3月8日 場所：尾道市役所3階第2会議室
	6月		○第2回 日時：平成17年6月3日 場所：尾道市役所3階第1会議室
	7月		○第3回 日時：平成17年7月19日 場所：尾道市役所3階第2会議室
	8月	○第1回 日時：平成17年8月8日 場所：しまなみ交流館2階大会議室 【議事次第】 1.基本構想策定委員会会長・副会長の選任について 2.基本構想策定委員会運営規程（案）及び委員会傍聴規程（案）について 3.基本構想策定委員会の進め方について	
		○第4回 日時：平成17年8月26日 場所：尾道市役所4階市長応接室	
	9月	ヒアリング調査実施	
	10月		○第5回 日時：平成17年10月4日 場所：尾道市役所3階第1会議室
		○第2回 日時：平成17年10月13日 場所：しまなみ交流館2階大会議室 【議事次第】 1.地域ニーズ調査について 2.特定経路の設定について	
	11月		○第6回 日時：平成17年11月15日 場所：尾道市役所5階第2委員会室
		○第3回 日時：平成17年11月21日 場所：しまなみ交流館2階大会議室 【議事次第】 1.特定経路の設定について 2.特定事業等の設定について	

An orange ribbon graphic with a blue outline, featuring a central rectangular section with rounded corners and two pointed ends extending outwards.

発行：尾道市都市部都市デザイン課

〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号

電話（0848）25-7111